

評価結果の修正（案）

現行案	修正（案）
<p>① 月齢制限</p> <p>アイルランドに係る輸入条件に関し、<u>輸入月齢制限の規制閾値が「輸入禁止」の場合と「30 か月齢」の場合</u>のリスクの差は、あったとしても非常に小さく、人への健康影響は無視できる。</p>	<p>① 月齢制限</p> <p>アイルランドに係る輸入条件に関し、<u>「輸入禁止」の場合と輸入月齢制限の規制閾値が「30 か月齢」の場合</u>とのリスクの差は、あったとしても非常に小さく、人への健康影響は無視できる。</p>
<p>② SRM の範囲</p> <p>アイルランドに係る輸入条件に関し、<u>頭部（扁桃を除く。）、脊髄及び脊柱について、SRM の範囲が「輸入禁止」の場合と「30 か月齢超」の場合</u>のリスクの差は、あったとしても非常に小さく、人への健康影響は無視できる。</p>	<p>② SRM の範囲</p> <p>アイルランドに係る輸入条件に関し、<u>「輸入禁止」の場合と SRM の範囲が「全月齢の扁桃及び回腸遠位部（盲腸との接続部分から 2 メートルの部分に限る。）並びに 30 か月齢超の頭部（舌及び頬肉を除く。）、脊髄及び脊柱」</u>の場合とのリスクの差は、あったとしても非常に小さく、人への健康影響は無視できる。</p>